

## 1.目的

今後の大気・水環境行政において、さらに環境負荷を低減し、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるため、令和7年3月の環境審議会からの答申を踏まえて、市としての取組をまとめました。

## 2.川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (公害防止条例)上の現制度の概要

### ◎環境配慮書制度(大規模・中規模の事業所に提出義務)

#### 環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式(最大51項目)

### ◎環境負荷低減行動計画書制度(大規模の事業所に提出義務)

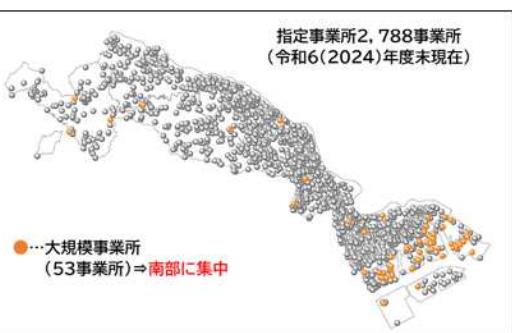
#### 環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)

### ◎環境行動事業所制度(要件みたせば全事業所申請可能)

#### 環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度(最大3年間)
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表



### 各制度の対象一覧

指定事業所(R6) (2,788事業所)	大規模事業所 (53事業所)	中規模の事業所 (268事業所)	小規模の事業所 (2,467事業所)
環境配慮書制度	提出義務(321事業所) (設置・変更許可申請時)	対象外	
環境負荷低減行動計画書制度	提出義務	任意提出	対象外
環境行動事業所制度	18事業所 申請・認定 (任意)	14事業所 申請・認定 (任意)	申請・認定事業所なし

## 3.今後の取組の方向性

- ・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の取組を深め拡げていく  
⇒【ポイント1】

- ・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う  
⇒【ポイント2】

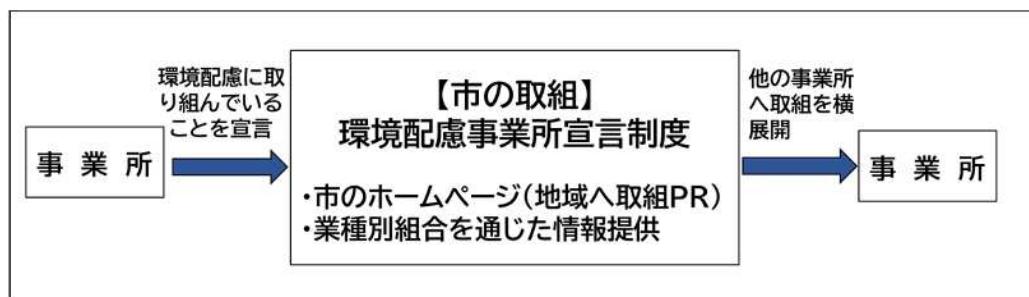
- ・事業者の負担を軽減する  
⇒【ポイント3】

## 4.事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 環境配慮事業所宣言制度の創設

- ・条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**
- ・環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し拡げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、**環境配慮に取り組む契機**となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

#### ■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

条項	現状	改正内容
第3章 指定事業所の設置等の手続等	■日本産業規格Q14001※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること	■現状の認定要件に <b>2つの要件を追加</b> （いずれかの要件を満たせば可）  追加① <b>エコアクション21</b> （環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム）に認証・登録されていること  追加② <b>環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出</b> していること
第3節 環境行動事業所		
第29条 環境行動事業所の認定の基準		

#### 環境行動事業所への支援策の拡大

・環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニューを検討**しています（広報型支援・経済型支援など）

### 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

#### 地域の特性に応じた事業者への情報提供

・事業者向け**「環境配慮サポート情報かわさき」**の創刊  
(地域課題・環境データ・支援メニューなど定期的に情報提供)

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

➢ 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる**「環境負荷低減行動計画に関する指針」**も**同様の改正**を行います

条項	現状	改正内容
第3章 指定事業所の設置等の手続等	■第2項で、指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所のみ作成する事項を指定している	■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する
第2節 環境配慮書の作成等	■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている	■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の <b>内容を簡素化</b> する ・記述式⇒チェック式 ・他制度で届出を出している温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理
第25条 環境配慮書の作成を要する指定事業所		
第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成	■指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所のみ作成する事項を指定している	■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する
第6章 環境負荷低減行動計画の策定等	■環境配慮項目 ①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備	■ <b>環境配慮項目の見直し</b> ①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壤汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他 ・他制度で届出を出している温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理
第64条 環境負荷低減行動計画		

## 5. 今後のスケジュール

- 令和7年11月 「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について」策定
- 令和8年 1月 公害防止条例施行規則の改正・公布  
・パブリックコメント結果公表
- 令和8年 2月 大気・水環境の課題や新たな制度に係る事業者説明会
- 令和8年 4月 公害防止条例施行規則の施行